

唐代西州浄土思想管見

—「唐咸亨三年(672)後新婦為阿公録在生及亡没所修功德疏」をめぐる—

人文学系教授 町田 隆吉

キーワード: 唐代、西州、功德疏、浄土思想、十方浄土、来世観

はじめに

中国西陲のトゥルファン(吐魯番)盆地に造営されたアスターナ古墓群から出土した唐代の文書に「功德」の語を冠して命名されたものが5点存在する。次にあげるa～eがそれぞれであり、(沙・呉2005)及び(唐編1996)などに収録されている(なお、文書名は、西暦表記の部分のをぞき、ひとまずこれらが収録された書籍に拠る。括弧内は文書番号を、また【図】は写真、【文】は釈文を収録していることを示す)。

- a. 「唐乾封二年(667)西州高昌県董真英随葬功德疏」(OR.8212/581 Ast.ix.2.053 Ma325)、【図/文】(沙・呉2005:142)、【文】(陳1994(2004):346-347(197-198))
- b. 「唐咸亨三年(672)新婦為阿公録在生功德疏」(64TAM29:44)、【図/文】(唐編1996:334-340)
- c. 「唐咸亨四年(673)左憧熹生前功德及隨身錢物疏」(64TAM4:29(a))、【図/文】(唐編1996:208)
- d. 「唐咸亨五年(674)尙為阿婆録在生及亡没所修功德牒」(72TAM201:33)、【図/文】(唐編1996:259)
- e. 「唐西州高昌県成默仁誦經功德疏」(75TAM239:15)、【図/文】(唐編1996:567)

*なお、本文書が書写されたのは、文書内にみえる紀年から景龍四年(710)二月以後であると考えられる。

これら5点の功德疏(牒)の分析をもとに、唐代の西州における7世紀後半を中心とした庶民による浄土信仰について研究されたのが、王素氏である(王1995)。このなかで王氏は、とりわけ功德の内容として記されている誦經・転經・読經・写經の対象とされた仏教經典(仏典)の性格を検討し、浄土思想を広義(阿弥陀浄土、薬師浄土、弥勒浄土、十方浄土の混在)と狭義(阿弥陀浄土)に分け、670年代の西州では広義の浄土思想が庶民のあいだで信仰されていたと述べられた。また、小田義久氏もこれらの功德疏(牒)を取り上げ、このうちb.「唐咸亨三年(672)新婦為阿公録在生功德疏」の検討をもとに、王氏と同様に西州の庶民のあいだで十方浄土に対する信仰が行われていたことに言及している。

ところで、これまで私は、8世紀初めとされるe.「唐西州高昌県成黙仁誦經功德疏」(以下、「成黙仁功德疏」と略す)を除いた7世紀後半の功德疏(牒)のうち、a.「唐乾封二年(667)西州高昌県董真英随葬功德疏」、c.「唐咸亨四年(673)左憧熹生前功德及隨身錢物疏」、d.「唐咸亨五年(674)貞為阿婆録在生及亡没所修功德牒」(以下、順に「董真英功德疏」、「左憧熹功德疏」、「阿婆功德牒」と略す)の3点について検討を行ってきた(町田2004・2007・2009)。そのなかで、埋葬の際に書かれたこれらの功德疏(牒)に記された功德(福業)('董真英功德疏'では講經・誦經・写經及び布施、「左憧熹功德疏」では造仏、説經及び布施、「阿婆功德牒」では受戒、講經・誦經・写經及び布施)は、いずれも死者の生前及び死後に行われたものであるが、これらの功德を行うことで希求、期待された来世について次のように述べたことがある。まず、前二者の功德疏('董真英功德疏」、「左憧熹功德疏')は、王氏が主張するように浄土への再生を必ずしも希求するものではなかった。くわえて、墓室内の状況や埋納品をも含めて検討してみると、こうした功德を積むことを通して彼らが期待した来世とは、現世と変わらぬ生活が保障される世界であった。そうした来世とは、トゥルフアンオアシスに移住した漢人が、仏教を信仰する以前から抱き続けた経済的に恵まれた世界であったといつてよいであろう。これに対して後者の「阿婆功德牒」の文面からは、明らかに浄土への再生を希求する文言、具体的には『随願往生經』にもとづく十方浄土信仰を看取することができた。こうした一連の作業を通して、これらの功德疏(牒)を一様に浄土信仰の事例として扱うことに疑問を呈した。また、随葬衣物疏から功德疏に及ぶ葬礼文書を分析された荒川正晴氏が提言されているように(荒川2004)⁽¹⁾、これらの文書を取り扱うにあたっては、副葬品を含む墳墓全体を対象にした分析が必要であることはいまでもなく、これまでそうした点を念頭におきつつ検討してきたつもりである。したがって、小稿では、王氏のように仏典の性格にもとづき浄土信仰の内容を把握するのではなく、まずは功德疏(牒)に記された文言(内容)そのものの分析から、墓主及び残された家族が抱いていたであろう浄土信仰を含む来世観に迫ってみたいと思う。というのは、講經・誦經・写經などの対象とされた仏典の性格にもとづいて、それにかかわった世俗の仏教徒の浄土信仰の内容を具体的に明らかにできないと考えるからであり、これらの人びとが理解していた浄土信仰に迫るには、むしろ功德疏に記された内容そのものを検討の対象にのぼすべきであると考えからにはほかならない。なお、これら5点の功德疏(牒)を検討された王・小田の両氏は、いずれもトゥルフアンオアシスにおける庶民レベルでの浄土信仰の事例であると述べている。しかしながら、拙稿(町田2004・2007・2009)で指摘したように、「董真英功德疏」と「左憧熹功德疏」の功德疏2点は浄土信仰の事例と見なすことができないばかりか、後者の左憧熹が新興の富裕な庶民層に属していることを除けば、「董真英功德疏」の董真英(夫の汜延仕は「前官太吏」とある)も「阿婆功德牒」の「阿婆」(張氏に嫁した女性、子の張君行は當塗校尉)もその社会的身分は官人の家に属しており、必ずしも庶民の範疇にはいるとは思われない。したがって、これらの事例を根拠に7世紀後半における西州庶民の浄土信仰にまで一般化して論じることには疑問がある。

小稿では、王・小田両氏が取り上げたb.「唐咸亨三年(672)新婦為阿公録在生功德疏」(以

下、「阿公功德疏」と略す)の検討を通して、墓主及び残された家族が希求した来世像をあらためて検証しようとするものである。したがって、ここで得られる知見は、あるいはわずかなものになろうが、「阿公功德疏」が出土したアスターナ29号墓及び墓室内の埋納品をも含めた来世観(死生観)を確認する作業は、7世紀後半における西州の仏教信仰の実態を明らかにしていくうえで決して無意味ではないと考えている。

1. アスターナ 29 号墓と出土文物

(1) アスターナ 29 号墓の検討

1963年12月から1965年にかけて、新疆ウイグル自治区博物館によってアスターナ古墓群とカラホージャ古墓群において56座の墳墓(アスターナ古墓群42座、うち5座未整理。カラホージャ古墓群14座、うち6座未整理)の発掘が行われた(新博1973)。アスターナ古墓群は高昌故城の西北に位置し、「阿公功德疏」が出土したアスターナ29号墓は、このうちのひとつで1964年に発掘されている。アスターナ古墓群発掘平面図(図1)によれば、アスターナ29号墓は、北東から南西にむかって延びる道路に並行してその北側を走る水路(干渠)沿いに存在し

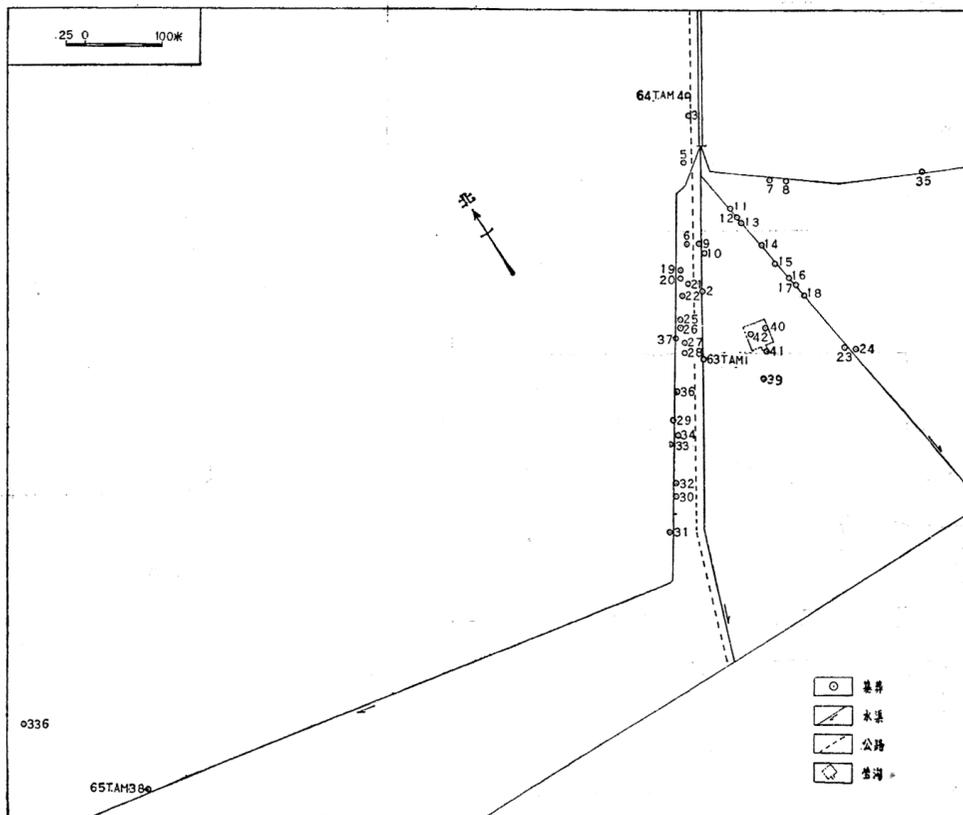


図1 アスターナ古墓群発掘平面図(1963～65年発掘古墓)(新博1973:7)

ていることがわかる。これを、伊力氏が作成した「吐魯番阿斯塔那古墓群発掘区平面図」（伊2000）と照合してみると、アスターナ29号墓の墓室から南東方向に延びる墓道は水路（干渠）によって分断されているように記されており、かなり規模の大きな墳墓であったことが予測できる⁽²⁾。ちなみに、上掲した「左憧憙功德疏」を出土したアスターナ4号墓も、この平面図に記された道路上の北東の端に見えている。

アスターナ29号墓からは、墓主を特定できる墓誌などの文字資料は出土していない。したがって誰の墳墓であるかは明らかでない。その推測される規模の大きさからは、通常であれば、それが単独で造営される可能性は小さいように思われ、したがって、しかるべき埜域の内に造営されていたはずであると思われるのだが、今のところそれを確認する手立てはない。なお、図1に記されたアスターナ29号墓近くの古墓のうち、墓主が知られているものは、ほとんどない。その北東に位置するアスターナ36号墓が、唐・玄宗の開元2年（714）10月16日に没した成達（軍官で岸頭府旅帥）であると、その墓誌によって確認されるにすぎない（侯・呉2003:624-625）⁽³⁾。



図2 騎士儀仗俑(新博1973:21)

アスターナ29号墓の構造や埋納品については、（魯2000:220）で概観することができる。これによれば、斜坡墓道洞室墓と記されており、それはアスターナ古墓群などで一般的にみられる墳墓の形式である。残念ながら、墓室・墓道のスケールは不明であるが、備考欄に「帯堅井通道」「双耳室」とあり、墓道に天井部分や甬道が備わり、さらに二つの耳室があったようで、ほかの墳墓と比べて規模が大きかったことがうかがえる。例えば、1972年に発掘されたアスターナ230号墓は、麴氏高昌国時代から続くこの地の貴顕の末裔で、武周・長安2年（702）11月21日に没した張礼臣の夫婦合葬墓であるが、その備考欄には「帯1天井、2耳室」と記されており（魯2000:235）⁽⁴⁾、この記述と比べたとき、アスターナ29号墓が、張礼臣墓と遜色のない規模や構造であったことが想像できる。くわえて、「大型墓の中には、64TAM29号墓のように木に似せて組み合わせた天を支える大きな柱をもつものもあった」（新博1973:10）と記されているように、アスターナ29号墓の墓室は、恐らくその壁面に柱を彫り出し、地上の建築物のようにみせかける造りをしていたように思われる。なお、墓室からは墓主夫婦と思われる男女が仰向けの状態で発見されている。

副葬品として埋納されたものについても、同様に（魯2000:220）に記されている。ここには、「木鴨（木製の鴨）、木楔（木製のくさび）、陶杯（陶製の杯）、面食（小麦粉で作った食物）、銀幣（銀貨）、泥俑、文書、麻布、絲織品（絹織物）、眼罩（死者の眼を覆うもの）、功結疏（功德疏）」と記されているが、写真で示されていないため、その形状などは必ずしも明らかではない。このうち泥俑については、「搾取階級の墓のなかからは大量の泥俑が出土しており、例えば

64TAM29号墓からは騎士儀仗俑(図二八)と泥馬を組合せたものが出土している」(新博1973:10-11)との言及があり、必ずしも鮮明なものではないが、上のような写真(図2)が掲載されている。上記説明に即せば、こうした騎士儀仗俑が1体だけ埋納されていたわけではないであろうから、さらに多くの泥俑も埋納されていたと考えてよいであろう。こうした泥俑は、来世における墓主のあるべき身分を示したり、あるいは墓主を守護したりすることが期待されたもののように思われ、「阿婆功德牒」が出土したアスターナ201号墓(張君行の母の墳墓)からも同様に出土している(町田2009:54)。また、「眼罩(死者の眼を覆うもの)」のように死者自身が身につけたものや「文書」「功結疏」(功德疏)を除いて、(新博1973)で言及されている埋納品に綺織り(64TAM29:39)と蠟纈染め(64TAM29:11)の2点の絹織物がある。このうち、綺織りは黄色に薄い赤が混じった色(杏黄色)の平織りで、経糸で模様を織りだしており、また蠟纈染めは黄土色で、白色の雲と小花の吉祥文がある(新博1973:17)。この蠟纈染めは(新博1972)にカラー写真で紹介され(図3)、キャプションとして「五四 土黄色蠟纈絹(部分)唐」とあり、また、目次には「長さ44cm、幅26cm、1964年新疆トルファン、アスターナ北区29号墓出土」という説明が見え、唐代蠟纈染めの精品であるとされる。

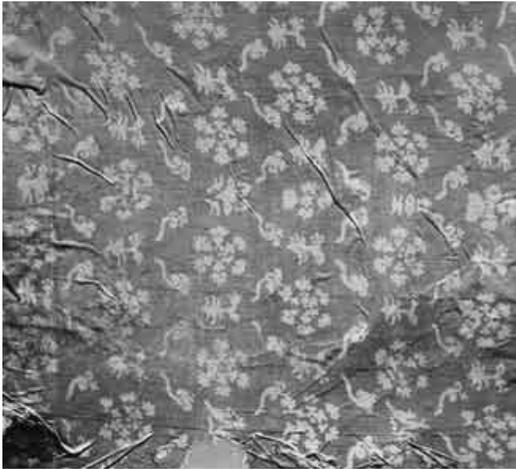


図3 蠟纈絹(新博1972「五四
土黄色蠟纈絹(部分)」より)

このように、現時点で知られているアスターナ29号墓の副葬品はごくわずかであるが、これらから同墓を造営した家族は、唐代西州において騎士儀仗俑に象徴される政治的身分をもっていたと推測され、かつ経済的にも豊かな社会層に属していたと見なしてよいように思われる。これらの副葬品のなかには、小麦粉で作った食物や衣類の材料である絹織物、陶器など現実世界で必要とされる品々が埋納されていることから、アスターナ29号墓を造営した人々のいづく来世とは現世と同様の世界であったと思われ、そうした世界への再生が希求・期待されていたと理解してよいで

あろう。

(2) アスターナ29号墓出土文書概観

アスターナ29号墓は夫婦合葬墓である。ここからは墓主名や埋葬年月日を示す墓誌や随葬衣物疏のような文字資料は出土していない。男性(夫)については、後述するように「阿公功德疏」が出土しているが、墓主名は記載されておらず、また、「捨化(没)」した月日は「二月八日」と示されているが、その紀年については明らかであるといいがたい。それでは、アスターナ29号墓からどのような文書が出土しているのだろうか。ここでは、荒川正晴氏が整理・分類し

た成果に依拠し（荒川2003:115-116）、男女別に葬送のために作成された葬礼文書と二次利用された文書とに分けて記すと、次のようになる⁽⁵⁾。

【男性】

〔葬礼文書: 功德疏〕

- ・「唐咸亨三年（672）新婦為阿公録在生功德疏」（64TAM29:44）、【図／文】（唐編1996:334-340）

〔二次利用廃紙: 紙腰帯（ベルト）〕

- ・唐處分庸調及折估等事殘文書（一）～（七）（64TAM29:110/1～110/6、120（a））、【図／文】（唐編1996:353）+ 文書殘片（64TAM29:120（b））、【図／文】（唐編1996:359）
- ・唐市司上戸曹狀為報米估事（64TAM29:111/8（a））、【図／文】（唐編1996:354）+ 文書殘片（64TAM29:111/8（b））、【図／文】（唐編1996:359）
- ・文書殘片（64TAM29:111/1（a）～111/7（a））、【図／文】（唐編1996:p.359）+ 文書殘片（64TAM29:111/6（b））、【図／文】（唐編1996:359）+ 文書殘片（64TAM29:111/7（b））、【図／文】（唐編1996:359）

以上のように、男性（夫）が身につけていた「阿公功德疏」及び二次利用されて紙腰帯とされた文書のうち、紀年が記されているのは「阿公功德疏」の「咸亨三年」（672）のみである。この「咸亨三年」が「阿公」の没した年であるかどうかには疑問があり、のちに検討をくわえることにしたい。

【女性】

〔二次利用廃紙: 紙冠〕

- ・唐上元二年（675）十月康玄感牒（64TAM29:117,118）、【図／文】（唐編1996:340）
- ・唐永淳元年（682）八月坊正趙思藝牒為勘當失盜事（64TAM29:89（a）+ 89（b））、【図／文】（唐編1996:341）
- ・唐永淳元年（682）某月麴敏會辭為鞍具并轡事（64TAM29:91（a））、【図／文】（唐編1996:342）+ 唐殘詩（64TAM29:91（b））、【図／文】（唐編1996:358）
- ・唐五穀時估申送尚書省案卷（一）（64TAM29:93）、【図／文】（唐編1996:342）
- ・唐五穀時估申送尚書省案卷（二）（64TAM29:94）、【図／文】（唐編1996:343）
- ・唐五穀時估申送尚書省案卷（三）（64TAM29:123）、【図／文】（唐編1996:343）
- ・唐五穀時估申送尚書省案卷（四）（64TAM29:122）、【図／文】（唐編1996:344）
- ・唐五穀時估申送尚書省案卷（五）（64TAM29:119）、【図／文】（唐編1996:344）
- ・唐（綜）章三年（670）二月五穀時估申送尚書省案卷（六）（64TAM29:121）、【図／文】（唐編1996:344）
- ・唐垂拱元年（685）十二月西州都督府法曹下高昌縣符為掩劫賊張爽等事（64TAM29:90（a）+ 90（b））、【図／文】（唐編1996:344）

- 90 (b))、【囙／文】(唐編1996:345)
- ・唐垂拱元年(685)四月康義羅施等請過所案卷(一)(64TAM29:95(a))、【囙／文】(唐編1996:346)
 - ・武周請車牛人運載馬草碯文書(64TAM29:99)、【囙／文】(唐編1996:351) *有武周新字「𠄎」(=「人」)。
 - ・武周(?)達匪等驛申報馬數文書(64TAM29:98)、【囙／文】(唐編1996:351)
 - ・武周(?)寧戎驛馬及馬草碯文書(64TAM29:97)、【囙／文】(唐編1996:352)
 - ・武周(?)西州下某縣至柳中運官數文書(64TAM29:96)、【囙／文】(唐編1996:352)
 - ・唐西州都督府殘文書(64TAM29:126(a)+126(b))、【囙／文】(唐編1996:354)
 - ・唐果毅高運達等請過所(?)殘文書(64TAM29:128)、【囙／文】(唐編1996:355)
 - ・唐匡遮□奴莫賀吐辯辭(64TAM29:114,115)、【囙／文】(唐編1996:355)
 - ・唐綠葉辯辭爲附籍事(64TAM29:102)、【囙／文】(唐編1996:356)
 - ・唐殘辯辭(64TAM29:125)、【囙／文】(唐編1996:356)
 - ・唐□伏威牒爲請勘問前送帛練使男事(64TAM29:113)、【囙／文】(唐編1996:356)
 - ・唐趙醜秃等辭爲勘當鞍轡事(64TAM29:116(a))、【囙／文】(唐編1996:357) + 文書殘片(64TAM29:116(b))、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・唐申州法曹殘牒(64TAM29:92)、【囙／文】(唐編1996:357)
 - ・唐殘牒爲申患疾事(64TAM29:103)、【囙／文】(唐編1996:358)
 - ・唐殘牒(64TAM29:101)、【囙／文】(唐編1996:358)
 - ・文書殘片(64TAM29:100)、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・文書殘片(64TAM29:104)、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・文書殘片(64TAM29:105)、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・文書殘片(64TAM29:106)、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・文書殘片(64TAM29:124)、【囙／文】(唐編1996:359)
 - ・文書殘片(64TAM29:127(a)+127(b))、【囙／文】(唐編1996:360)
 - ・文書殘片(64TAM29:130/1(a)+130/1(b))、【囙／文】(唐編1996:360)
 - ・文書殘片(64TAM29:129/1~129/4)、【囙／文】(唐編1996:360)
 - ・文書殘片(64TAM29:130/2(a)+130/2(b))、【囙／文】(唐編1996:360)
 - ・文書殘片(64TAM29:130/6-3,130/6-4)、【囙／文】(唐編1996:360)
- [二次利用廢紙:不明葬具]
- ・唐垂拱元年(685)四月康義羅施等請過所案卷(一)(64TAM29:17(a))、【囙／文】(唐編1996:346)
 - ・唐垂拱元年(685)四月康義羅施等請過所案卷(二)(64TAM29:108(a)+108(b))、【囙／文】(唐編1996:347)
 - ・唐垂拱元年(685)四月康義羅施等請過所案卷(三)(64TAM29:107)、【囙／文】(唐編1996:348)

・唐垂拱元年（685）四月康義羅施等請過所案卷（四）（64TAM29:24, 25）、【図／文】（唐編 1996:349、350）

以上から、女性（妻）が身につけていた紙冠及び不明葬具に二次利用された文書のうち、紀年のある文書で最も新しいものは、紙冠にされた「唐垂拱元年（685）十二月西州都督府法曹下高昌縣符爲掩劫賊張爽等事」（64TAM29:90（a）+90（b））であることから、この女性（妻）が男性（夫）と合葬されたのは、垂拱元年（685）12月以降であることがわかる（なお、官文書が廃棄されるまでにはさらに時間を要したはずであり、それが民間に払い下げられるのはその後ということになる）。くわえて、同じ紙冠の材料にされた文書に「武周請車牛人運載馬草踏文書」（64TAM29:99）があり、ここには「人」字が武周新字（いわゆる則天文字）を用いて「𠄎」字と表記されている。蔵中進氏によれば、「𠄎」字は、聖暦元年（697）正月1日の改元時に行われた第5次制定の文字であるとされ（蔵中1995）、このことをふまえると女性（妻）が埋葬されたのは、武周の聖暦元年（697）正月1日以降ということになる。

3. 「唐咸亨三年（672年）後新婦為阿公録在生及亡没所修功德疏」の検討

(1) 「阿公功德疏」の名称

ここでは、まず「阿公功德疏」の釈文を移録しておきたい。なお、異体字については印刷の都合で通行の字体に改めたものもある。また、行間の破線は紙の貼り継ぎ箇所を示している。

【史料】「唐咸亨三年（672）後新婦為阿公録在生及亡没所修功德疏」（【図／文】：（唐編 1996:334-340）、【文】：（国家他編 1986:66-74））

- 1 謹啓 阿公生存在日所脩功德、應 []。但從
- 2 去年染患已來、所作功德、具如右件。
- 3 一 去年十二月廿三日、請廿僧乞誦、并施馬一疋
- 4 与佛。將黃紬綾袍裙一領 []
- 5 懺悔出罪。
- 6 一 今年正月一日、請十僧轉 []
- 7 至月七日了。於此日更請五十僧乞誦、并施
- 8 仏銀幣一、重廿兩。當日 [(出)] 罪懺悔。
- 9 一 至正月八日後、更請十僧轉 []
- 10 到正月十八日了。計轉大般若 [(經)] 了。
- 11 一 昨正月十三日、復請屈尼僧廿人乞誦 []、出罪懺悔。
- 12 一 阿兄在安西日、已燒香發心、請仏生禪師讀
- 13 一千遍金鏗 (= 剛) 般若經起 [] 彼 []
- 14 日設齋供養、并誦雜經六 [] 懺悔。

15 一 復於安西悲田寺佛堂南壁 [] 衆人出八十 []

16 疋帛練、畫 維摩 文殊等 (=等) 菩薩變一捕 (=鋪)、又
17 發心為 阿公修造。願知。

18 一 復至二月十日、更請十箇尼僧 [] 出罪。

19 一 當未亡時、二月七日夜、阿公發心將家中七研 (=斛) 大
20 百師一口施弥勒仏、玄覺寺常住。請百僧乞誦

21 并誦 * 二七^レ僧日行道、并造冊九尺五色幡一口、至八

* 誦字、可作請字。

22 日齋後、即依 阿公願屈 []

23 衆布施大像常住百師、并請^レ洛通法師出罪

24 懺悔。因此亦即屈請通法師受苦^レ薩戒、亦懺

25 悔。願知。

26 一 至八日大衆散後、即請孟禪師 [] 于 []

27 發心行道、且暮二時懺悔、當日夜即將

28 阿公袂綾袴一腰、布施二行道 []

29 阿公乃即捨化、當時即依隨願往生經文、造

30 作黃幡懸著刹上、并且暮兩時燃冊九燈、請

31 僧兩時懺悔、并屈三僧使經聲 [(不絶)] 僧 []

32 經。阿公合得合得十方淨 [] (土)

33 一 阿公昨日發心造冊九尺神幡、昨始造成、初七齋

34 日慶度。願知。

35 一 昨因行次到塔中、見門扇後 阿公手記處云、

36 讀槃^レ涅槃經、計欠兩遍半百卷。昨初七 * 日^レ屈典坐

* 旧作初十、拠圖改初七。

37 張禪 [師] 讀半遍廿卷了、并請轉讀妙法蓮華

38 經一部、金光明經一部、設一七 []

39 僧復轉讀涅槃經一遍冊卷了、并出罪懺悔。

40 一 昨從初七後、還屈二僧轉讀、經聲不^レ絶、亦二時^レ燃

41 燈懺悔。至今月廿一日、復更請冊僧、更轉讀涅槃

42 經冊卷一遍了。計前後摠讀涅槃經^レ遍半^レ卷

43 了。

44 一 今日因轉讀涅槃經、更將後件物等 (=等) 施^レ三寶。

45 馬一疋布施佛 鞍轡一具施法

46 黃綢綿袍一領 絲巾子一枚

47 黃布衫一領 羅縵頭一枚

- 48 帛布衫一領 帛綳綾半臂一腰
 49 生絀長袖一腰 熟銅按腰帶一
 50 枕(沈)香霸(把)刀子金口一 鞞鞞靴一量并氈
 51 兩色綾接鞞一 帛練袂袴一腰
 52 帛練單袴一腰 帛練汗衫一領
 53 帛練禪一腰 細絲襪一量
 54 墨綠紬綾裙一腰 紫黃羅間陌複一腰
 55 緋羅帔子一領 紫紬綾襖子一錦標
 56 五色繡鞋一量 墨綠紬綾襪一量錦鞞
 57 右、前件物布施見前大衆
 58 紫綾袂裙一腰 綠綾袂帔子二領
 59 穴(=肉)色綾袂衫一領
 60 右件上物新婦為 阿公布施

- 61 一 右件物今二月廿一日對衆布施三寶。亦願知。
 62 一 阿公患日、將綿一屯布施孟禪師、請為
 63 諸天*、轉讀今(=金)光明經。亦請知。
 64 諮 阿公生存在日功德、思量記錄。但命
 65 過已後功德具件如前。願將此文簿(=簿)
 66 前頭分雪。須覓生天淨佛國土、不得求人
 67 問果報。在生產業、田園、宅舍、妻子、男女、
 68 奴婢等物、並是虛花、皆無真實。
 69 阿公每讀經思義、應審知之。真為生死
 70 道殊。恐 阿公心有顛倒。既臨終受
 71 戒、功德復多。假使在中蔭中、須發上心覓
 72 好生處、不得心有戀看、致落下道。
 73 謹錄此簿(=簿)、分強分疎、出離三界、求勝(=生)上界。
 74 若得生路、託夢令知。

* 諸轉之間、右旁有天字。

- 75 開相、起咸亨三年四月十五日、遣家人祀德
 76 向塚間掘底作佛。至其月十八日、計成佛
 77 一万二千五百卅佛。日作佛二百六十元々廿佛。
 78 於後更向堀門裏北畔新塔廳上佛堂中
 79 東壁上、泥素(=塑)弥勒上生變、并菩薩·侍者·
 80 天神等一捕、亦請記錄。
 81 往前於楊法師房內造一廳并堂宇、供養

- 82 玄覺寺常住三寶。
 83 又已前將箇中渠上一^(渠)*木布施百尺弥勒。 *渠字抹消。
 84 又已前家中抄寫涅槃經一部、注子法華經一部、
 85 注子金剛 (=剛) 般若經一部、對法論經一部、更於後寫

般若經

- 86 法華經一部、大若*一秩十卷。昨*更於絹^レ生畫兩 *若字抹消、右傍有般若經三字。作字、摺圖改昨字。
 87 捕 (=鋪) 釋迦牟尼變、并侍者・諸天。毎年趙法師請
 88 百僧七日設供。 阿公毎年常助施兩僧供、并
 89 施物兩疋*、恒常不絶。 *疋字、摺圖改正字。

- 90 又昨阿 公亡後即常屈三僧轉讀、供養
 91 不絶。又更為 阿公從身亡日、々畫 佛一軀、
 92 至卅九日、擬成卅九軀佛。又今日請一僧就門
 93 礼一千五百佛名一遍。以前中間 阿公更
 94 有修功德處、亦不具記。願自思量申雪。

「阿公功德疏」は、7枚の紙(第1紙:1～15行、第2紙:16～30行、第3紙:31～44行、第4紙:45～60行、第5紙:61～74行、第6紙:75～89行、第7紙:90～94行)を貼り継いでおり、同時期の功德疏に比べて長文であることが特徴である。このうち末尾の第7紙を除き、1紙あたりの行数は14乃至15行でほぼ同じである。

それでは、まず、行論の都合上、本文書の整理者によって付された「唐咸亨三年(公元六七二年)新婦為阿公録在生功德疏」という文書名について検討することから始めたい。

「阿公功德疏」には、例えば、1～2行目に「謹啓 阿公生存在日所脩功德・・。但從去年染患已來、所作功德、具如右(ママ)(=左)件。(謹んで阿公(夫)が生前に修めました功德について申し上げます。・・とりわけ、昨年、夫が病(やまい)にかかってから行いました功德につきましてつぶさに左のように申し上げます。)」とあり、また60行目に「右件上物新婦為 阿公布施(施)。(右にあげたものは、新婦(わたくし=妻)⁽⁶⁾が阿公(夫)のために布施いたしました。)」とある。これらから、「阿公功德疏」とは、夫自身が生前に行った功德と、妻が夫のためにその死後に行った追善功德(なお、夫の死については、29行目に「阿公乃即捨化」とある)とが、妻によって夫の十方浄土への再生(32行)を願ってまとめられたものにほかならない。したがって、本文書の整理者によって付された文書名のように、妻が夫のために彼が生前に行った功德のみを記したのではない。したがって、表題の紀年の部分のはちに検討するとしても、この文書は「唐咸亨三年(672)新婦為阿公録在生及亡没所修功德疏」と称するほうが、その内容にふさわしいであろう。なお、ここには、夫も妻も「阿公」「新婦」といった呼称で記されており、具体的な人名が記されていない点に特徴がある。

(2) 「阿公功德疏」の作成時期

「阿公功德疏」が作成された時期について、本文書の整理者は、唐の第3代皇帝、高宗の「咸亨三年(672)」とする(唐編1986:334)。これについては、(陳2002:90)も「咸亨三年(672)壬申」の4月に繫年しており⁽⁷⁾、同様に咸亨3年とする(池田2000)も、阿公が咸亨3年2月8日に没したあと、基本的には2月21日(二七日にあたる)に功德疏が書かれ、さらに4月18日以降に巻末2紙に20行が追記されたと理解している。こうして、現在、「阿公功德疏」を利用する場合、その作成時期を咸亨3年とするのが通例になっている⁽⁸⁾。これに対して疑義をもたれたのが王素氏である(王1995)。王氏は、紀年が記された咸亨3年4月15日から同月18日に及ぶ造仏(75～77行)を阿公の行為とみなし、「阿公功德疏」のそのほかの部分では「去年十二月廿三日」(3行)、「今年正月一日」(6行)、あるいは「昨正月十三日」(11行)、また「昨」(34行)、「今日」(44行)などのような曖昧な表記で示されている点に着目する。そのうえで阿公が没したのは「今年」の2月8日であるが、いつ埋葬されたかは知ることができないと述べ、「阿公功德疏」が書写された時期については留保された。ここでは、この点についてあらためて考えてみたい。なお、王氏の指摘をふまえ、「阿公功德疏」のなかで年月日に関係する記述部分を、あらためて列挙してみれば次のようになる。

去年十二月廿三日・・・(3行)

今年正月一日・・・至月七日・・・於此日・・・(6・7行)

正月八日後・・・至正月十八日・・・(9・10行)

昨正月十三日・・・(11行)

至二月十日・・・(18行)

二月七日夜・・・(19行)

至八日・・・(26行)

▶八日:2月8日

昨日・・・昨・・・初七齋日・・・(33・34行)

▶昨日・昨:7日、初七齋日:2月14日

昨・・・昨初七日・・・設一七〔齋?〕・・・(35～38行目)

昨從初七後・・・至今月廿一日(40・41行)

今日・・・今二月廿一日・・・(44～61行)

▶二月廿一日:二七日

阿公患日・・・(62行)

▶阿公患日:去年12月23日

咸亨三年四月十五日・・・至其月十八日・・・(75・76行)

於後・・・(78行)

往前・・・(81行)

又已前・・・又已前・・・更於後・・・昨・・・毎年・・・七日設供・・・毎年・・・(83～88行)

又昨阿公亡後・・・又更為阿公從身亡日・・・至卅九日・・・又今日・・・以前中間・・・(90～93行)

これをみると、追加された75行目以降の部分で年月日の記述に変化が生じていることがわ

かる。3～74行までが基本的に「去年」「今年」の順で月日を追いながら功德を記載しているのに対して、75～89行では、とりわけ「咸亨三年四月十五日・・至其月十八日」の部分を除くと、年月日の表記はなくなり、「於後(のちに)」「已前(以前)」、もしくは「毎年」などのように変化している。すなわち、この部分では、阿公による過去の功德の年月日を正確に表記できない状況にあることがうかがえる。そのなかでも咸亨3年(672)4月15日から18日にかけて家人の祀徳を派遣して12540体の仏像を造らせたことは、年月日の記憶がきちんと残っていたため記録できたのではないだろうか。なお、末尾の90～93行は、妻による夫のための追善功德が追記されている。

ところで、「阿公功德疏」では「今日」の表記が44行と92行の2か所にみえる。そのため、この両者が同じ日を意味するかどうかの判断が必要になる。「阿公功德疏」のなかで「今」字を含む表記は、5か所(「今年正月一日」[6行]、「今月廿一日」[41行]、「今日」[44行]、「今二月廿一日」[61行]、「今日」[92行])に存在する。このうち「今年正月一日」を除く「今月廿一日」(41行)、「今日」(44行)、「今二月廿一日」(61行)の3者は、すべて2月21日(阿公の二七日)を指している。すなわち、44行目に「今日因轉讀涅槃經、更將後件物等(=等)施三寶。(今日、『涅槃經』を転読したので、さらに後ろにあげる品物を三宝に布施いたします。)」とあり、この「今日」は直前(41～43行)の2月21日の『涅槃經』転読の条を受けて記されたもので、2月21日を指すと理解してよい。おそらくは残る92行目の「今日」も同様に2月21日を指していると考えられ、この日の功德が追記されているものと理解したい。こうした理解に誤りがなければ、「阿公功德疏」は、今年2月21日(二七日)に、まず1～74行が書かれ、さらに同日に紙を継ぎ足して75～94行が書かれたものと考えられる。後段についていえば、まず75～89行に追記された功德は、(王1995)がいうように、やはり夫による過去の功德であり、そこでは「咸亨三年」の功德(75～77行)を皮切りに、「於後(その後)」の功德(78～80行)、「往前」の功德、「又已前」(83・84～86行目)の功德、「昨」の功德(86～87行目)、「毎年」の功德(87～88行、88～89行)が順次あげられている。これらは、阿公生前の功德を追記した部分である。それに続けて90～93行に新婦による阿公のための追善功德が追記され、末尾の93～94行に願文が付される。陳国燦氏や池田温氏のように、後段がすべて新婦による阿公のための追善功德であり、この部分が4月18日以降に書かれ、「阿公功德疏」が完成したと理解すると、阿公の埋葬日は七七(この年を仮に咸亨3年であるとし(陳垣1978)に依拠すると、49日は3月27日になる)を過ぎた4月18日以降ということになる。仮にそうであれば、「又更為 阿公從身亡日、々畫 佛一軀、至卅九日、擬成卅九軀佛(また別に夫のために、亡くなった日から毎日仏の姿を一体づつ書き、49日までに49体の仏の絵を画き上げるつもりであります。)」(91～92行)という記述と齟齬をきたすことになろう。ここには、49日までに「擬成卅九軀佛」とあり、「擬」字に着目すれば、これから成し遂げるつもりであるといった現在進行中の追善功德が記されている。おそらくは「今日」(92行)、すなわち2月21日に僧1人を招いて1500の仏名を1回称えてもらったことで、妻による二七日の追善功德は終わったようで、追記部分の末尾を「以前中間 阿公更有修功德處、亦不具記。願自思量申雪。(これ以前に夫が行いました功德は

さらにありますが、つぶさに記してはおりません。〔この点を〕どうぞお汲み取りいただきたく重ねて申し上げます。〕(93～94行)と結んでいる。こうして妻によって書き上げられた「阿公功德疏」は、阿公埋葬の際に埋納されたと考えてよい。したがって、今のところ、阿公は2月8日の死からおよそ2週間後に埋葬されたのではないかと推測しており、それは咸亨3年以降のことであったと理解しておきたい。ちなみに、埋葬日が亡くなった日から数えて何日目であったかという点について、試みに7世紀後半～8世紀初頭のトゥルフアン盆地から出土した墓誌(男性)のうち死亡年月日と埋葬年月日がともに記されているものを(侯・呉2003)から取り上げてみると、次のようになる(なお、暦の計算は(陳垣1978)による)。

- ①張善和(27歳、アスターナ209号墓)：顕慶3年(658)12月6日没→12月12日葬(6日後)
- ②范隆仁(?、—)：龍朔3年(663)正月26日没→2月6日葬(10日後)
- ③趙海攻(59歳、アスターナ322号墓)：龍朔3年(663)4月11日没→4月25日葬(14日後)
- ④宋懷仁(71歳、カラホージャ12号墓)：龍朔3年(663)12月24日没→龍朔4年正月12日葬(14日後) *龍朔4年に麟徳と改元
- ⑤唐曇海(17歳?、ヤールホト古墓)：龍朔4年(664)2月10日没→2月19日葬(9日後)
- ⑥楊保救(95歳、アスターナ92号墓)：綏章元年(668)11月20日没→12月10日葬(20日後)
- ⑦張安吉(21歳、アスターナ203号墓)：綏章2年(669)10月21日没→11月7日葬(16日後)
- ⑧嚴海隆(71歳、アスターナ94号墓)：咸亨2年(671)正月20日没→2月5日葬(14日後)
- ⑨趙悪仁(50歳、アスターナ330号墓)：咸亨3年(672)12月4日没→10月14日葬(10日後)
- ⑩汜延仕(83歳、アスターナ199号墓)：永昌元年(689)9月26日没→閏9月3日葬(7日後)
- ⑪張富琳(58歳、アスターナ512号墓)：長寿2年(693)2月2日没→2月6日葬(4日後)
- ⑫張懷寂(62歳、アスターナ501号墓)：長寿2年(693)5月11日没→長寿3(694)年2月6日葬(261日後)
- ⑬汜徳達(58歳、アスターナ100号墓)：久視元年(700)9月14日没→9月22日葬(8日後)
- ⑭張礼臣(48歳、アスターナ230号墓)：長安2年(702)11月21日没→長安3年正月10日葬(47日後)
- ⑮張詮(78歳、アスターナ508号墓)：長安3年(703)3月30日没→4月5日葬(5日後)
- ⑯唐智宗(64歳、アスターナ収集)：長安4年(704)3月28日没→4月5日葬(6日後)

これら16例を見る限りでは、死亡した日から埋葬する日まで、10日未満が7例(4日、5日、6日2例、7日、8日、9日)、10日～20日が7例(10日2例、14日3例、16日、20日)、47日が1例(⑭張礼臣)、261日が1例(⑫張懷寂)ということになる。すなわち、短い場合で4日、長い場合で張礼臣の47日や張懷寂の9か月弱の事例が認められるが、いずれにせよ20日以内がほとんどである。このうち後者2例の張氏は、麴氏高昌国時代において王族・麴氏と通婚関係にあった貴顕の家柄に属しており(張懷寂と張礼臣は父と子)、武周期においても規模の大きい墳墓を造営していた。このように49日(七七日)をこえて埋葬される事例がほとんどない

ことから、阿公の場合も死亡した2月8日から2週間程度の「殯（もがり）」の期間を経て埋葬されたと考えても著しく不合理とはいえないであろう⁽⁹⁾。

このように、「阿公功德疏」が書き上げられた時期の推測に誤りがなければ、この功德疏は「唐咸亨三年（672）後新婦為阿公録在生及亡没所修功德疏」と称するのが相応しいように思われる。

(3) 「阿公功德疏」の分析

「阿公功德疏」は、(王1995)や(池田2000)などが述べているように、前段(1～74行)と後段(75～94行)とに二分される。そこで、次に前段から順に内容の整理・検討に着手したい。

前段は、内容によって、1～2行(功德疏冒頭部)、3～11行(12月～正月、夫〔阿公〕による功德、その当初は病氣平癒が目的か)、12～18行(?～2月10日迄、兄〔阿兄、妻の兄?〕⁽¹⁰⁾が「阿公」のために安西⁽¹¹⁾で行った功德⁽¹²⁾。この時点では、同様に病氣平癒が目的か)、19～34行(2月7日の逝去前日から8日の逝去直前迄の夫による功德と逝去時の追善功德)、35～61行(初七日～2月21日=二七日、妻〔新婦〕による追善功德)、62～63行(12月23日、罹患した日における夫による功德の追加)、64～74行(以上に述べた夫の功德及び妻による追善功德などをふまえた願文)に分けられる。本来ならば、これで「阿公功德疏」は終わるはずだったのであろうが、これに後段(75～94行)の部分追記される。それは第5紙の74行のあとに若干の空白があることなどからも推測できる。そのあとに75～89行を記した第6紙、さらに90～94行の第7紙が貼り継がれた。追加された後段は、内容から75～89行(咸亨3年4月15日～18日ほか、夫による生前の功德の追加)、90～94行(夫の逝去後における妻による追善功德と追記末尾の願文)に分けられる。このように「阿公功德疏」の内容が整理できるとすれば、「董真英功德疏」、「左憧熹功德疏」、「成黙仁功德疏」が亡くなった人物の功德のみを記しているのと異なる。それはむしろ、息子の張君行が母のために行った追善功德を併記する「阿婆功德牒」と類似しており、こうした追善功德を併記している点に「阿公功德疏」の特色の一つがあるといえるかもしれない。

〔前段〕

上述したように、「阿公功德疏」は、その冒頭で「謹啓 阿公生存在日所脩功德、應[]。但從去年染患已來、所作功德、具如右(ママ)(=「左」)件。(謹んで阿公(夫)が生前に修めました功德について申し上げます。・・とりわけ、昨年、夫が病(やまい)にかかってから行いました功德にきましてつぶさに左のように申し上げます。)」と記し、妻が夫の生前の功德を述べることから始まる。ここには夫の功德を「謹啓」した具体的な対象は示されていないが、それは彼ら夫婦が信じる仏(一般的な意味での仏)であったと考えてよいであろう。おそらく、同時期の「左憧熹功德疏」の冒頭に「告仏(仏に告ぐ)」と記されているのと同じように(町田2004)、その対象は「仏」一般を指し、阿弥陀仏などのような特定の仏ではなかったと考えられる。なお、この部分では、夫が罹患して以降の功德を述べるといった記述範囲を限定する意味で「但」字が使用されているように見える(なお、この部分には妻による追善功德も含まれている)。そ

して、これを受けるかたちで夫の罹患以降の生前の功德及び追善功德を列挙し、最後に64～74行で願文を述べて功德疏を締めくくろうとしたものと思われる。ところが、74行までを書き上げた時点で、罹患する以前に行われた夫の功德や自らが今なお進めている追善功德を記す必要から、妻はさらに紙を貼り継ぎ、75行目以降を追記したのではないだろうか。なお、罹患してから行われた転経などの功德のなかには、もともとは病氣平癒の願いをこめて行われたものが多かったのではないかと考えている。

3行目からは、罹患した夫による生前の功德が、例えば、「一 去年十二月廿三日、請廿僧乞誦、并施馬一疋与佛。将黄紬綾袍裙一領[]懺悔出罪。(一 去年の12月23日に20人の僧に依頼し誦経してもらい、あわせて馬1頭を仏に布施しました。また黄紬綾袍裙一領を・・・(布施し)、自らの罪障をあげて懺悔しました。)」(3～5行)とあるように、「一」字を冠したうえで内容のまとまりごとに記録される。ついで6～11行には、正月に行われた功德(正月1～7日:僧10人による転経。1月7日:僧50人による誦経と仏への布施。正月8～18日:僧10人による転経。以上で『大般若経』⁽¹³⁾の転読1回を終了。正月13日:尼20人による誦経と出罪懺悔)が時系列で併記される。このなかで大きな功德は、10人の僧に依頼して正月1日から18日にかけて行われた『大般若経』の転読であったと思われる。ここには自らの罪障をあげて懺悔した(「出罪懺悔」「出罪」「懺悔」)ことが記されており(8、11行)、その後もこうした記述が認められるのであるが(14、18、23～24、24～25、39行)、形式的とはいえ、これは他の功德疏(牒)に見えない点である。そのほかにも、「又發心為 阿公修造。願知。(また願をたて夫のために修造いたしました。どうか知っていただきたいと願っています。)」(16～17行)とあるように、「願知(あるいは請知)」の2字がいくたびか見受けられ(25、34、61、63行〔請知〕など)、功德の内容を仏に聞き届けてほしいという思いが繰り返し表出される。

12～18行には、「一 阿兄在安西日・・・(一 兄君が安西におられたときに・・・)」(12行)とあるように、事情は不明であるが、安西都護府がおかれた亀茲に滞在している「阿兄」(妻の兄?)が妹にかわってその夫のために行った功德が記されている。「阿兄」は焼香し願をたて、仏生禅師に『金剛般若経』1000回の読経を請うとともに、さらに設齋供養及び雑経の誦経6回?を行っている。また、安西の悲田寺の仏堂南壁に、ほかの人々と一緒に帛練80匹を出して「維摩文殊等菩薩變」1鋪を画してもらっており、これも「阿公」のための功德としている。さらに引き続き2月10日まで(あるいは「阿公」逝去の報が2月10日まで安西に届いていなかったのかも知れない)尼僧10人に依頼し行われた功德(内容不明)が記されている(18行)。

19～34行には、夫が亡くなる前日の2月7日及び亡くなった当日の8日における功德並びに追善功德が記されている。まず2月7日の夜、夫は願をたて弥勒仏や玄覺寺の僧に布施を行い、さらに僧100人に誦経を請うとともに僧2人に7日の行道(仏を礼拝供養するため仏像のまわりを右繞すること)を依頼し、さらに49尺の五色の幡を造り始める。さらに、8日には設齋供養ののち夫の本願によって(文を欠き不明)、僧に布施をおこない、あわせて夫は洛通法師に請い自己の罪障をあげて懺悔し、さらに菩薩戒⁽¹⁴⁾を受け、再び懺悔した(19～25行)。ちなみに、十方浄土への往生を希求した「阿婆功德牒」の張君行の母も、時期は詳らかでないが、敬

道禪師から受戒している(町田2009)。

ついで26～32行には、夫が逝去した日である2月8日の生前功德と逝去後の追善功德が記される。8日に設齋の僧が散じたあと、孟禪師に依頼し(文を欠き不明)願をたて行道し、朝・晩に懺悔を行なっている。その夜、夫は布施を行うと、たちまちのうちに逝去する。臨終にあたって行われた功德について「阿公功德疏」は次のように述べている。すなわち「阿公乃即捨化、當時即依隨願往生經文、造作黃幡懸著刹上、并且暮兩時燃卅九燈、請僧兩時懺悔、并屈三僧使經聲〔不絶〕僧〔 〕經。阿公合得合得十方淨〔土〕。(夫はたちまち亡くなりました。臨終にあたってただちに『隨願往生經』(『仏説灌頂隨願往生十方淨土經』、東晋の帛尸梨蜜多羅の訳とされるが、疑偽經とされる經典のひとつ)⁽¹⁵⁾の經文により、黄幡を造り旗竿の上に懸け、朝・晩の二回にわたって四十九の燈(あかり)をともし、僧に請い朝・晩の懺悔を行い、さらに3人の僧に読經してもらっております。經文をあげる声は途切れることがあります。經文をあげる声は途切れることがありませんでした。・・・(こうした功德を積むことによって)わが夫はきつときつと十方淨土に往生できます。)」とあり、ここには『隨願往生經』の記述にもとづいて夫の逝去時に行われた追善功德の内容が詳細に記されている。その内容は、例えば『隨願往生經』⁽¹⁶⁾にみえる、

・普廣菩薩白佛言、「世尊、若四輩男女、若臨終時、若已過命、是其亡日、我今亦勸、造作黃幡、懸著刹上、使獲福德、離八難苦、得生十方諸佛淨土。・・・(燃)燈四十九、照諸幽冥苦痛、衆生蒙此光明、皆得相見。・・・」

(・・・普廣菩薩が仏に申し上げた。「世尊よ、たとえば四方の男女に、臨終のおり、もしくはすでに亡くなってしまったとき、その逝去の日に私は今〔次のように〕勧めるつもりです。黄色の幡を造って旗竿の上に懸けることで、福德をえて八つの苦難から逃れることができ、十方諸仏淨土に生まれることができます。・・・四十九の燈(あかり)をともし、もろもろの幽冥の苦痛を照らすことで、衆生はこの光明をうけとめ、みな互いにまみえることができるようになります。・・・」)

といった内容と符合している。さらに、次にあげる『隨願往生經』からの引用(「從父母命終、轉讀尊經、燒香、禮拜、歌詠、讚歎、無一時廢。竟于三七、經聲不絶。(父母が亡くなってから尊い經典を転讀し、焼香・禮拜・歌詠・讚歎についていささかも止めることなく、三七日〔21日の間〕まで読經の声は絶えることはありません。))は、父母の臨終の際に行うべき功德を述べているが、これもまた上記「阿公功德疏」の内容と関係する。ちなみに、この「經聲不絶」の句が、先にあげた「阿婆功德牒」に引用されていた点については、拙稿でふれたことがある(町田2007)。なお、33行目は、夫が2月7日(昨日)に願をたてて49尺の幡(「神幡」)を造ろうとし(19～21行の内容に対応)、これが逝去の日の2月8日に出来上がったこと(「昨始造成」)が記されている。このように、29～34行にかけての部分は、『隨願往生經』の内容を強く意識した臨終及びその直後に行われた功德であり、とりわけ32行目にはこうした功德をふまえた妻の思いが「阿公合得合得十方淨〔土〕。(わが夫はきつときつと十方淨土に往生できます。)」と

いったことばで表出されている。ここからも亡き夫の十方浄土への往生を強く希求する妻の思いをうかがい知ることができる。

35～43行は、夫の死後、その手記のなかに「讀涅槃經、計欠兩遍半百卷。(涅槃經の読経について合計で2回半・100巻分を欠いている。)」(36行)という文字を見出した妻は、追善功德としてこの未完の部分の補おうとし、まず、初七日に典座の張禪師に依頼して『涅槃經』半回分・20巻の読経を終える(36～37行)。また、あわせて『妙法蓮華經』1部、『金光明經』1部を転読してもらい、初七日の設齋供養を行った。さらに僧に依頼し『涅槃經』1回・40巻の転読を行い、夫の罪障を懺悔している。初七日のあとは僧2人に転読してもらい、その経文を読み上げる声は途切れることなく、また朝・晩に燈(あかり)をともし、夫の罪障を懺悔した。2月21日(二七日)になり、僧40人に請い『涅槃經』1回・40巻を転読してもらい、これによって『涅槃經』の読経は合わせて2回半・100巻に及び、夫の手記に残された内容を補い終えたことになる⁽¹⁷⁾。

44～61行には、2月21日(二七日)の『涅槃經』転読に続き、同日、妻によって行われた三宝(仏・法・僧)に布施した品物のリスト30点が記載され、「右件上物新婦為 阿公布^レ施。(右にあげたものは、私が夫のために布施いたしました。)」とあり、さらに重ねて「一 右件物今二月廿一日對衆布施三寶。亦願知。(一 右の品物は、今2月21日に僧に対し三宝に布施したものです。このことも知っていただきたいと願っています。)」と述べる。

以上から、3～61行までは、病気にかかった夫による功德(夫の罹患後、兄?が妹の夫のために行った功德を含む)及び夫の逝去時並びに中陰期間中の二七日(2月21日)までの妻による追善功德が記されていると理解できよう。なお、62～63行は、昨年12月に夫が罹患した日に行なった孟禪師への布施及び諸天のための『金光明經』の転読といった内容であり、したがって生前の功德の追記に該当する。

次の64～74行は、夫の生前功德及び妻の追善功德などにもとづく妻の願文である。ここでは、この願文について分析してみたい。

謔 阿公生存在日功德、思量記録。但命^レ過已後功德具件如前。願將此文^レ薄(=簿)前頭分雪。須覓生天淨佛國土、不得求人間果報。在生產業、田園、宅舍、妻子、男女、奴婢等物、並是虛花、皆無真實。阿公每讀經思義、應審知之。真為生死道殊。恐 阿公心有顛倒。既臨終^レ受戒、功德復多。假使在中陰中、須發上心覓好生處、不得心有恋看、致落下道。謹録此薄(=簿)、分強分疎、出離三界、求勝(=生)上^レ界。若得生路、託夢令知。

(夫の生前の功德をおはかりいただくにあたりましては、どうか記録をお調べいただきたいと思います。また、その死後の(追善)功德につきましてもつぶさに先に述べております。どうかこの(功德の)帳簿をもってあらかじめ申し上げておきます。(これによって)天淨仏国土(=浄土)に生まれることを求めるものであり、人の世での果報(むくい)を求めることをのぞむものではありません。この世での生業(なりわい)、耕地、家屋敷、妻子、男女、奴婢などは、いずれも「虚花」(かりそめのもの)であり、(そこに)真実はないのです。夫は経

文を読み、その意味を考えるたびに、すぐさまこのことわりをくわしく理解したのでした。まことに生と死の世界では道理を異にしております。(そのため) 夫の心に迷いが生じるのを恐れています。すでに臨終のおり菩薩戒を受け、功德もまた多く重ねております。たとえ(四十九日までの) 中陰の期間であっても発心してよき再生の場に生まれることを求めるべきであり、(夫の) 心に(種々の) 愛着が生まれて穢れた道へと踏み外すことがあってはならないのです。謹んでこの帳簿に記録いたしましたので、どうかお聞きとどけいただきたく思います。(この功德により、夫が欲界、色界、無色界という迷いの) 三界を離れ天上世界に生まれることを求めるものです。もしも(あなたが浄土に) 生きる道を得られたならば、(どうか) 夢に託して知らせていただきたいものです。)

ここからは、夫の生前の功德とその死後の妻による追善功德にもとづき、夫の浄土への再生を強く願う妻の思いが記されているのを読み取ることができる。この世の物質的なものや人間関係などのすべてを「虚花」(かりそめのもの) と見なし、そうしたものに執着することを排除し、ひたすら「天浄仏国土」=「上界」に再生することを求めている。受戒や種々の功德は浄土に再生するための条件としてとらえられ、実際、そのために多くの費えを必要としたことは、これまで見てきた種々の功德の内容からも明らかである。ここで指摘されているように、この夫婦にとって現世の富も「虚花」(かりそめのもの) であり、来世において浄土に再生するために自ら保有する富を使用することは決して無意味なことではなかったわけで、功德のための富の消費は肯定されるべき行為の結果であったと考えたはずである。また、この部分に記された「真為生死道殊」の語句、とりわけ「生死道殊(生死の道は殊[こと]なる)」は、「生死異路」などと類似の表現であり、後漢～魏晉・「五胡」期の鎮墓文にしばしば認められる常套句にほかならない(關尾2005)。そこには、生者と死者とはそれぞれ異質の世界に存在して互いに交わることはないという、生者側からの死者への分離の宣言として鎮墓文に記されていた(江2003)。すなわち、この語には死者を恐れ遠ざけることで生者に悪しきことがもたらされることがないようにとの生者の願いがあった。ちなみに、「董真英功德疏」にも「生死之道不同」などの語句が認められ、これもまた鎮墓文と同様な意味でとらえられると指摘したことがある(町田2007:358-359)。「阿公功德疏」に記された「生死道殊」の語句にも、こうした生と死の世界の異質さについての認識が認められるように思われる。このような共通する表記は興味深い点であるが、「阿公功德疏」での使用法はこれまでのものとはいささか異なっているように思われる。ここでの妻にとっての不安は、生と死の世界が道理を異にする世界であるため、生きているときに浄土への再生を強く希求していた夫が、臨終後の中陰の間に迷いを生じ、穢れた道へと踏み外してしまうことにあった。すなわち、生と死とは異なる世界であるとの認識の上に立つものの、夫が死の世界に移ることで、死者たる夫に新たな迷いが生じ、穢れた世界におちいる可能性を妻は心配しているのである。ここには、すでに鎮墓文に見られた生者の死者に対する恐れ of 気持ちは微塵も感じられない。むしろ死者である夫への強い思いを認識させられるばかりである。それは末尾に記された「若得生路、託夢令知。(もしも[あなたが浄土に] 生きる

道を得られたならば、(どうか)夢に託して知らせていただきたいものです。)との文言からもうかがい知ることができる⁽¹⁸⁾。こうした死者に対する恐れへの解消は、夫婦間の細やかな情愛にくわえて、仏教への帰依、とりわけ浄土信仰とも無縁ではないだろう。ここには明らかに後漢～魏晋・「五胡」期の鎮墓文には見られない死生観、来世観の変化が認められて興味深い。

〔後段〕

75～94行の後段のうち、89行目までは、夫による生前の功德が追記されている。具体的にいえば、75～77行は咸亨3年4月15日～18日までの間に、家人の祀徳を派遣し、12500体の仏像を造らせた⁽¹⁹⁾ことから記載は始まる(なお、紀年があるのはここだけである)。78～80行には、その後、塑像の「弥勒上生變」など1鋪を作ったことが記される。また81～82行(楊法師の僧坊内に廳と堂宇を建設、玄覺寺の三宝に供養)、83行(園内の渠のほとりの1本の木を百尺の弥勒に布施)、84～85行(家中で『涅槃經』1部、注子『法華經』1部、注子『金剛般若經』1部、『対法論經』1部を写経)、86～87行(『法華經』1部、『大般若經』1帙10巻を写経。生絹に2鋪の「釋迦牟尼變」並びに侍者・諸天を画く)、87～89行(毎年、7日間の設齋供養、毎年行った供養と布施)といった順に、夫の生前の功德が列挙される。

次に、90～93行には、再び妻による追善功德が記される。例えば、夫の死後、僧3人に転読を請うとともに供養を絶やさないでいること、夫が亡くなった日から毎日仏像1体を画き、49日までに49体を画くつもりでいること、今日(2月21日)、僧1人に請い、1500の仏名を1回称えてもらったことが列挙される。すでに述べたように、その末尾は、「これ以前に夫が行いました功德はさらにありますが、つぶさに記載してはおりません。(この点を)どうぞお汲み取りいただきたく重ねて申し上げます。」と結んでおり、いずれにせよ功德の多さが浄土への再生と密接に関連するものと妻は信じているように見える。

以上で「阿公功德疏」の分析を終えるが、ここには生前の功德及び死後の追善功德により夫の浄土への再生を強く願う妻の心情が余すことなく記されているといえよう。

4. おわりに―「阿公功德疏」の浄土信仰と来世観

アスターナ29号墓の構造や副葬品、さらに「阿公功德疏」に記された数々の功德の内容からは、7世紀後半の西州を生き延びた墓主夫婦の富裕な姿が浮かんでくる。「阿公功德疏」からうかがえる限り、その豊かな財力は俗人の仏教信者としての墓主夫婦によって、寺や三宝への布施などに費やされていたようであるが、それは現世における物質や人間関係などをかりそめのものと見なし、そうしたものへの執着を否定する浄土信仰の価値観に由来するように見える。「阿公功德疏」には「阿公」「新婦」と称した無名の夫婦の浄土信仰及び来世観が記されているが、ここに見える浄土とはどのようなものであろうか。「阿公功德疏」の32行目に「夫はきつときつと十方浄土に往生できます。」と記され、妻は夫の十方浄土への再生を強く希求しているが、先に述べたように、これは『隨願往生經』にもとづく浄土信仰であった。十方浄土の十方とは、『隨願往生經』によれば、東方香林刹、東南方金林刹、南方楽林刹、西南方宝林刹、西方華林刹、西北方金剛林刹、北方道林刹、東北方青蓮刹、下方水精刹、上方欲林刹をさし、そのいずれか

への再生を望むものである。また、「阿公功德疏」には「(これによって) 天浄仏国土 (=浄土) に生まれることを求めるものであり、人の世での果報 (むくい) を求めることをのぞむものではありません。」(66～67行)とあって、ここでは浄土を「天浄仏国土」と記している。同様に「阿公功德疏」で再生を希求する世界として、「好生處 (よき再生の場)」(72行)及び「上界 (天上世界)」(73行)と見え、そこそそが「生路 (生きる道)」(74行)と考えていたように見える。これらから、妻が望んだ夫の来世とは「十方浄土」とはいうものの、とりわけ「天浄仏国土」及び「上界」の語をふまえると上方、天上世界ではなかったかと思われる。(王1995)は上方ということから弥勒浄土を想定し(そこには泥塑「弥勒上生變」の存在も念頭におかれている)、「阿公功德疏」には十方浄土と弥勒浄土の両者が混在していると考えた。

ところで、トゥルフアン盆地のアスターナ古墓群やカラホージャ古墓群から出土した随葬衣物疏からは、例えば「手中黄糸三丈 (手中の黄糸3丈)」(「縁禾6年(437)翟万随葬衣物疏」、アスターナ2号墓出土)、「攀天糸万々九千丈 (天によじのほる糸、万々九千丈)」(「高昌延和12年(613)仏弟子某随葬衣物疏」、アスターナ370号墓出土)などが副葬品のなかに認められる(但し、随葬衣物疏の記載どおりに墳墓に埋納されていたわけではない)。とくに麴氏高昌国時代の随葬衣物疏には、しばしば「攀天糸万々九千丈」の記載があり、これは、このころのトゥルフアン盆地に住んでいた漢人が、仏教信仰による新しい来世観を受容するとともに、死後の世界は上方に存在すると意識していたことの証左ではないかと考える。それはまた前漢時代の長沙馬王堆1号墓出土の帛画などに見られる昇仙図のように(曾布川1981)、死後の昇仙、すなわち上方に死後の世界を想定していたことにつながると考えられ、「阿公功德疏」において妻が意識した上方に存在する浄土とは、そうした昇仙図につながる漢人の伝統的な来世観と結びついているようにも思われる。それはまた、(王1995)が主張する仏教の弥勒浄土を受容する以前の来世観であったとあってよいであろう。したがって、「阿公功德疏」には、死後の世界を上方に期待する漢人の伝統的な来世観の痕跡と、『随願往生経』にもとづく十方浄土という新しい来世観とが結びついた姿を見て取れるように思う。

先にふれたように、「阿公功德疏」にあっても、生と死の関係を「生死道殊 (生死の道は殊 [こと] なる)」の語句で表現しており、それは後漢以来の鎮墓文に見られる常套句であった。その表現上の類似性は認められるものの、「阿公功德疏」では死者を恐れ遠ざけるといった意図は認めがたいものであった。むしろ生前の功德ならびに死後の追善功德により夫が浄土に再生できるようにとの文脈のなかにあって、その死後、中陰の期間に夫の心に迷いが生じる理由(背景)として「生死道殊」の語句が用いられているように見える。ここには生者である妻の側に、死者である夫に対する恐れは見え、ただひたすら夫の浄土への往生を願うのみで、浄土へ往生できたならば夢に託して知らせたいとまで述べている。したがって、ここでは後漢以来の鎮墓文などに見える「生死道殊」といった常套句のもつ意味の不連続性を指摘しておきたいと思う。

以上、検討してきたように、アスターナ29号墓の墓主夫婦が抱いた浄土信仰とは、おもに『随願往生経』に依拠した十方浄土への往生をめざすものであり、そのなかでもとりわけ上方

(天上世界) への再生を願うものであった。この上方の浄土への再生という考え方は、(王 1995) がいうように弥勒浄土と結びつくものではなく、例えば麴氏高昌国時代などの「随葬衣物疏」に記された「攀天糸万々九千丈」の語に象徴される、上方への再生を期待した来世観を継承しているように見える。さらにそれは、漢人社会で受け継がれてきた上方への再生、すなわち天上世界への再生を願う漢人の伝統的な来世観と密接に関連しているように思われる。

ところで、先に述べたように、「阿公功德疏」のなかで「阿公」「新婦」と記された墓主夫婦が埋葬されたアスターナ 29号墓の墓室の構造や埋納された種々の副葬品から推測される来世とは、経済的に豊かな彼らの現世と通底するものであった。すなわち、「阿公功德疏」に記された現世における物質や人間関係などを「虚花」(かりそめのもの) とし、そうしたものへの執着を否定する価値観とは相容れぬ豊かな様相を呈していた。つまり、アスターナ 29号墓の場合も、副葬品を含む墳墓全体について物質的側面から見ると、現世と変わらぬ来世を意識した内容になっていたといえる。すなわち、この地に生きた人びとの永久の眠りの場である墳墓についていえば、墓主や残された家族の浄土信仰の有無にかかわらず、その造営に関する考え方に大きな違いがなかったことを示唆している。

これまで私は、「董真英功德疏」、「左憧憙功德疏」、「阿婆功德牒」及び「阿公功德疏」という 7世紀後半の功德疏(牒) 4点の検討を進めてきたが、これらを一様に浄土信仰の事例として扱うわけにはいかないことが明らかになったと思う。とりわけ前二者は、仏教でいう功德を積むことで現世と同様の経済的に恵まれた来世への再生を期待するものであった。それに対して後二者は、『随願往生経』にもとづく十方浄土への再生が意識されており、経義そのものの理解においては「阿公功德疏」の方が内容的に深いものが含まれているように思われた。とはいえ、墓葬全体の検討を含めて考えると、「阿婆功德牒」及び「阿公功德疏」を出土した墳墓もまた、それぞれの家が属す政治的・経済的・社会的階層に見合った副葬品が埋納されており、仮に十方浄土への再生を意識していたにせよ、来世は現世と変わらぬ恵まれた世界が想定されていたことはいままでのまではない。その意味では、先に述べたように、この地に造営された当該時代の墓葬の一般的特徴から逸脱する内容であったわけではない。

これまで取り上げた功德疏(牒) は、わずか4例に過ぎない。このうち左憧憙の事例を除けば、いずれも官人の家に属すと思われる個別の事例にほかならず、このことをもって7世紀後半の唐代西州の庶民における浄土信仰の事例と見なすことについては、やはり慎重であるべきだと考える⁽²⁰⁾。今のところ、こうした事例研究をさらに積み重ねることで、7世紀後半の唐朝支配下のトゥルファンオアシスに居住した漢人の仏教受容の具体的な位相に迫りたいと考えており、したがって「阿公功德疏」の分析・検討も、そのための基礎的作業の一環にほかならない。

注

(1) 荒川正晴氏は、4～8世紀のトゥルファン漢人の冥界観の変遷を検討するなかで、仏教信仰との関連から「董真英功德疏」、「左憧憙功德疏」、「阿公功德疏」を取り上げ検討している。くわえてトゥルフ

ファン漢人の冥界観を探るには、功德疏のような葬礼文書だけでなく、墓室全体を視野に入れた検討の必要性を指摘しており(荒川2004)、小稿もまたこうした荒川氏の提言をふまえている。

(2) 方位について、図1(新博1973:7)には明示されているが、(伊2000)にはない。(伊2000)の道路や水路は図1と同じ向きに書かれており、図1の方位が正しければ、(伊2000)の上は北東になる。本稿での方位表記は、ひとまず図1による。なお、両者の図を比較すると、(新博1973:7)掲載の地図(図1)に記載された古墓のうち水路(干渠)上に位置するものは、(伊2000)では記載されなくなっており(=調査後に水路建設にともない破壊されてしまっており)、1963～65年の発掘調査が水路建設に伴うものであったことをうかがわせる。

(3) 吐魯番出土の墓誌・墓表を概観するには石見(2009)を参照されたい。

(4) なお、(魯2000:235)の当該箇所は、発掘年を1973年と誤り、73TAM230と記している。

(5) このうち女性(妻)が身につけていた紙冠を構成する文書群については、荒川正晴氏を代表とする平成12～14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))『トウルファン出土文書および関連伴出資料の調査』により、2000年8月に紙冠の復元を目的とした実見調査を行い記録を残している(荒川2003:46-59、記録:町田)。

(6) 「新婦」については、例えば、唐の張鷟の作とされる『遊仙窟』のなかで、五嫂が自称として「新婦(わたし)」を用いている(成瀬2005)。

(7) (陳2002)は、「阿公功德疏」について、全94行、功德15項、誦経部数、布施の種類等を列挙し、布施地に安西悲田寺、西州玄覺寺等があると記している。

(8) (小田1996)も、「阿公功德疏」は阿公生前の咸亨2年12月23日より死後の同3年4月18日の間の功德と供養の行業を記しているとし、咸亨3年に書かれたものとする。ほかに(荒川2004)も同じ。

(9) 死亡した日から埋葬日まで殯の期間はどのように決められたのだろうか。墳墓造営の期間とも関連していると思われるが、詳らかでない。その造営期間は墳墓の構造や規模にもよるだろうが、その造営にどれほどの期間を要したかは不明である。ここでは埋葬までの期間に墳墓造営の期間も関連している可能性が大きいことをあげるにとどめたい。ちなみに、アスターナ29号墓(「阿公」・「新婦」の合葬墓。規模不明)は、⑭張礼臣夫婦合葬墓の構造と類似しているが、(確証はないものの)その殯の期間が張礼臣のそれをこえて七七日以上かかった可能性は小さいのではないだろうか。

(10) 小田義久氏は「阿兄」を「安西にいた主人公の兄」と表記し(小田1996:342)、「阿公」の兄と理解する。なお、夫の兄に対して妻が「阿兄」と表記し、安西に滞在中の夫の兄に、夫の病氣平癒のため読経などの依頼をするかどうか疑問がないわけではない。ここでは、ひとまず妻の実兄というように理解しておきたい。

(11) (劉2001)は吐魯番出土文書などにもとづき、安西都護府は高宗の上元3年(676)初めまで亀茲におかれていたと主張しており、小稿ではこれに従う。なお、通説に従う(小田1996:359)は、この時期の安西都護府はトウルファン盆地に移っており、その註(7)で安西都護府を盆地内の高昌城か交河城のいずれかにあったとする。

(12) ここでは18行目も「阿兄」が「阿公」のために行った功德と考えている。まず、「一」で始まる12～14行は、「阿兄」が安西で「阿公」のために行った功德であり、同様に「一」で書き出される15～17行も「阿兄」による「阿公」のための功德であることは明白である。つづく18行目の「一 復至二月十日、更請十箇尼僧[]出罪。」の冒頭が、15行目の「一 復於安西悲田寺佛堂南壁[]衆人・・」と同様に「一 復・・」という書き出しになっており、さらに、この行が2月8日の「阿公」が逝去したのちの2月10日に至るまで行われていた功德であることなどから(つまり安西=亀茲に滞在していた「阿兄」に直ちに「阿公」逝去の報が届かなかったとみなし)、ここでは18行目も「阿兄」が行った功德と理解しておきたい。

(13) 『大般若経』について、池田温氏は、玄奘訳『大般若波羅蜜多経』600巻が完成した龍朔3年(663)から8年足らずで西州に伝わり書写されて転読されたことに疑念を呈し、この『大般若経』は鳩摩羅什

訳の『摩訶般若波羅蜜經』（『大品般若經』）27巻である可能性を示唆している（池田2000:144注釋⑤）。なお、（藤枝1981）によれば、勅命にもとづき玄奘によって漢訳された仏典は、秘書省もしくは宮廷写経所で書写して全国に頒布したとされる。こうした写本にもとづき、各地で写経された可能性を想定しても必ずしも誤りではないであろう。6～10行に記された正月1日～18日まで18日間をかけて僧10人によって行われた『大般若經』の転読1回とは、玄奘訳600巻であっても可能なのではないだろうか。むしろ羅什訳の転読では巻数が少ないように思われる。

(14) 一般の受菩薩戒ではないが、最近の研究に、例えば（河上2011）があり、隋・唐の皇帝の受菩薩戒について分析している。

(15) 『隨願往生經』は『仏説灌頂隨願往生十方淨土經』といい、『仏説灌頂經』12巻（東晋・天竺三蔵帛尸梨蜜多羅の訳）の巻11にあたる。（小田1996）が詳細に検討しており、参照されたい。

(16) 以下、『隨願往生經』からの引用は（大正1928:528-532）による。

(17) （小田1996）は、ここに記された『涅槃經』の巻数（「冊巻」）から、これを40巻本の『北本涅槃』と理解し、「阿公」の死後によく読まれるようになったと述べる。『北本涅槃』（『大般涅槃經』）は北涼の曇無讖が漢訳したものである。

(18) 妻は、夢が生の世界（現世）と死の世界（来世）の間の橋渡しをすると考えているようである。すなわち、断絶する生と死の2つの世界が夢を介して接続するという考えには興味深いものがある。夢については、先秦文献のなかからは、例えば周公を夢にみなくなったことを嘆く孔子（『論語』述而第7）や、夢の中で蝶になる莊周（『莊子』内篇・齊物論第2）、そして夢について分析する列子（『列子』周穆王第3）などを思い浮かべることができるが、こうした夢の働きを歴史的に検討する必要がある。

(19) 造仏の総数は12500体、これに対して細注で「日作二百六十元、々廿佛」とあり、意味の不明な箇所もあるが、1日当たりの作仏の数と総和とが一致しないように見える。

(20) このほかに（党・翁2001:82）も「新婦」を「庶民の新婦」と理解し、西州の民間における信仰の事例と見なしている。

参考文献

〔史料〕

侯・呉（2003） 侯燦・呉美琳『吐魯番出土磚誌集注』、巴蜀書社

国家他編（1986） 国家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系編、『吐魯番出土文書』第七冊、文物出版社

沙・呉（2005） 沙知・呉芳思編『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻』（非仏經部分）、上海辭書出版社

關尾（2005） 關尾史郎編『中国西北地域出土墓文集成（稿）』、新潟大学「大域的文化システムの再構成に関する資料学的研究」プロジェクト

大正（1928） 大正一切經刊行會編『大正新修大藏經』第21巻（密教部4）

陳（1994（2004）） 陳國燦『斯坦因所獲吐魯番文書研究』、武漢大學出版社（台灣古籍出版公司）

唐編（1996） 中国文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系編、唐長孺主編『吐魯番出土文書』〔參〕、文物出版社

〔日文〕（50音順）

荒川（2003） 荒川正晴『トゥルフアン出土文書および関連伴出資料の調査』（平成12～14年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書、代表：荒川正晴）

荒川（2004） 荒川正晴「トゥルフアン漢人の冥界観と仏教信仰」、森安孝夫編『中央アジア出土文物論叢』、朋友書店

石見（2009） 石見清裕「吐魯番出土墓表・墓誌の統計的分析」、『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』、

東洋文庫

- 小田 (1996) 小田義久『大谷文書の研究』、法蔵館
- 河上 (2011) 河上麻由子『古代アジア世界の対外交渉と仏教』、山川出版社
- 蔵中 (1995) 蔵中 進『則天文字の研究』、翰林書房
- 江 (2003) 江 優子「漢墓出土の鎮墓瓶について－銘文と墓内配置に見える死生観－」、『鷹陵史学』29号
- 成瀬 (2005) 竹田晃・黒田真美子編、成瀬哲生『中国古典小説選4 古鏡記・補江総白猿伝・遊仙窟〈唐代I〉』、明治書院
- 曾布川 (1981) 曾布川寛『崑崙山への昇仙 古代中国人が描いた死後の世界』、中央公論社
- 藤枝 (1981) 藤枝 晃「楷書の生態」、『日本語の世界』3 中国の漢字、中央公論社
- 町田 (2004) 町田隆吉「『唐咸亨四 (673) 年左憧熹生前功德及隨身錢物疏』をめぐって－左憧熹研究覚書 (1)－」、『西北出土文献研究』創刊号
- 町田 (2007) 町田隆吉「『唐乾封二年 (667) 西州高昌郡董真英随葬功德疏』小考－7世紀後半高昌漢人オアシス民の来世観の一例－」、太田幸男・多田狷介編『中国前近代史論集』、汲古書院
- 町田 (2009) 町田隆吉「『唐咸亨五年 (674) 烏為阿婆録在生及亡没所修功德牒』をめぐって－7世紀後半トゥルファンオアシス漢人の死生観の一例－」、『西北出土文献研究』第7号
- (中文) (筆画順)**
- 王 (1995) 王素「吐魯番出土《功德疏》所見西州庶民的浄土信仰」、『唐研究』第1巻
- 伊 (2000) 伊力「吐魯番阿斯塔那古墓群發掘墓葬分布図*」、『新疆文物』2000年第3・4期合刊
* 地図では「吐魯番阿斯塔那古墓群發掘区平面図」に作る。
- 池田 (2000) 池田 温「吐魯番敦煌功德録和有關文書－日本古代願文の源流」、敦煌研究院編『1994年敦煌学国際研討会文集－紀念敦煌研究院成立50周年』宗教文史卷・上、甘肅民族出版社
- 党・翁 (2001) 党燕妮・翁鴻濤「從吐魯番出土随葬衣物疏看民間宗教觀念的变化」、『敦煌学輯刊』2001-1
- 陳 (2002) 陳國燦『吐魯番出土唐代文献編年』、新文豊出版公司
- 陳垣 (1978) 陳垣『二十史朔閏表 附西曆回曆』、中華書局
- 新考 (2000) 新疆文物考古研究所「吐魯番阿斯塔那第十次發掘簡報 (1972 - 1973年)」、『新疆文物』2000年第3・4期合刊
- 新博 (1972) 新疆維吾爾自治区博物館出土文物展覽工作組編『絲綢之路－漢唐織物』、文物出版社
- 新博 (1973) 新疆維吾爾自治区博物館 (李征執筆)「吐魯番阿斯塔那－哈拉和卓古墓群發掘簡報」、『文物』1973年第10期 (新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』、新疆人民出版社、1983年再録)
- 劉 (2001) 劉安志「從吐魯番出土文書看唐高宗咸亨年間的西域政局」、『魏晉南北朝隋唐史資料』第18輯 (『敦煌吐魯番文書与唐代西域史研究』、商務印書館、2011年に修改して収録)
- 魯 (2000) 魯礼鵬「吐魯番阿斯塔那古墓群發掘*墓葬登記表」、『新疆文物』2000年第3・4期合刊
* p.215の表題では「發掘」の2字無し。

(小稿は、2010～2013年度科学研究費補助金 (基盤研究 (A)) (代表: 荒川正晴大阪大学教授)「シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査－新たな歴史像と出土史科学の構築に向けて－」の研究成果の一部である。)